

螺

資

料



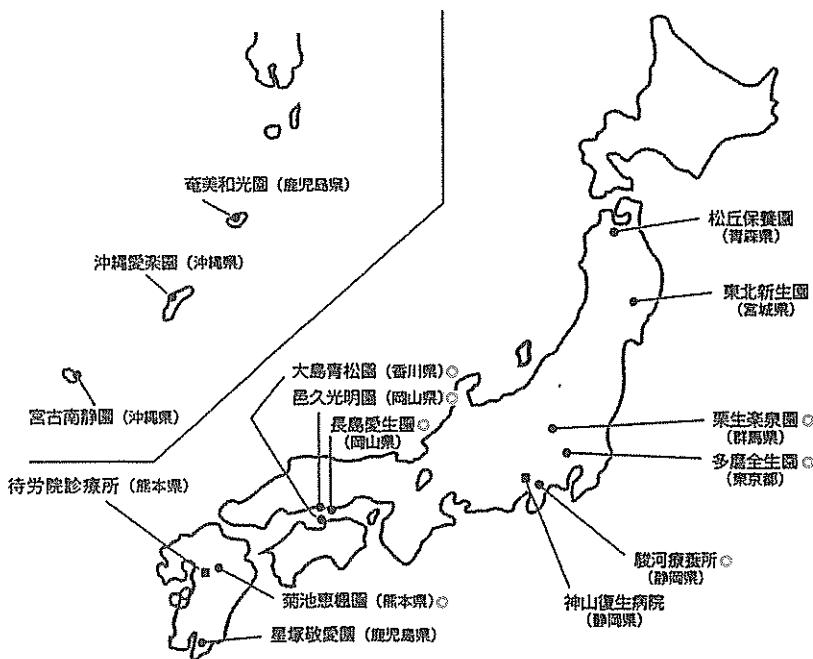
關  
係  
資  
料

## 1 ハンセン病療養所の現状

2003（平成15）年5月末現在の全国15カ所のハンセン病療養所（国立13カ所、私立2カ所）に約3,700人（そのうち兵庫県出身者の方は、平成16年2月末現在で7カ所に116人）が入所されています。

現在、療養所に入所されている人のハンセン病は治っていますが、手足の運動障害・知覚障害・視覚障害などの後遺症や、合併症等のために介護が必要な人が多くおられ、平均年齢も約76歳と高齢化し、社会復帰することが難しい状況にあります。

療養所入所者の多くの方々は、家族が亡くなっていたり、家族や親族との関係が絶たれしており、また、長く社会から隔離されて療養生活を送らざるを得なかつたために、社会復帰しても周囲に知人や頼れる人が少ない状況にあります。



● 国立療養所 ■ 私立療養所 ◎ 兵庫県出身者が入所している療養所

## 2 全国のハンセン病患者数の推移

(各年末現在)

区分年	総 数	療養所入所者	在宅患者	新発見患者数	外国人登録患者数
明治33年	人 30,359	人 —	人 —	人 —	人 —
39	23,819	226	23,593	—	—
大正8年	16,261	1,491	14,770	—	—
14	15,351	2,176	13,175	—	—
昭和5年	14,261	3,261	11,000	—	—
10	14,193	9,735	4,458	—	—
15	11,326	8,855	2,471	—	—
25	11,094	8,325	2,769	—	—
30	12,169	11,057	1,112	412	—
35	11,587	10,645	942	256	—
40	10,607	9,874	733	125	—
45	9,565	8,958	607	46	—
50	10,199	9,166	1,033	83	—
55	9,458	8,509	949	37	—
58	8,944	8,022	922	40	3
59	8,706	7,801	905	30	0
60	8,452	7,568	884	42	3
61	8,217	7,328	817	42	1
62	7,960	7,143	768	15	2
63	7,703	6,935	778	33	1
平成元年	7,551	6,773	751	26	3
2	7,348	6,597	708	12	3
3	7,130	6,422	697	17	7
4	6,946	6,249	687	15	12
5	6,729	6,042	658	8	10
6	6,484	5,826	571	9	6
7	6,172	5,601	571	8	10
8	5,961	5,413	(※) 548	6	18
9	—	5,205	—	6	8
10	—	4,918	—	5	5
11	—	4,673	—	8	11
12	—	4,405	—	6	8
13	—	4,273	—	5	8
14	—	3,857	—	7	9
15	—	3,604	—	1	7

※ 平成8年3月末現在

昭和25年～45年は沖縄県は含まず。平成8年のらい予防法廃止により、「在宅療養者」及び「新発見患者」の届出は廃止された。わが国の「登録患者」には治癒した者も含まれる。

「ハンセン病について」国立療養所邑久光明園より

### 3 全国のハンセン病療養所入所者数

(平成15年5月1日現在)

施設名	入所者数	所在地	電話番号
国 立	松丘保養園	205 青森県青森市大字石江字平山19	0177-88-0145
	東北新生園	191 宮城県登米郡迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121
	栗生楽泉園	251 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	0279-88-3030
	多磨全生園	447 東京都東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101
	駿河療養所	151 静岡県御殿場市神山1915	0550-87-1711
	長島愛生園	499 岡山県邑久郡邑久町虫明6539	0869-25-0321
	邑久光明園	288 岡山県邑久郡邑久町虫明6253	0869-25-0011
	大島青松園	188 香川県木田郡庵治町6034-1	0878-71-3131
	菊池恵楓園	592 熊本県菊池郡合志町大字栄3796	096-248-1131
	星塚敬愛園	359 鹿児島県鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500
	奄美和光園	76 鹿児島県名瀬市和光1700	0997-52-6311
	沖縄愛樂園	355 沖縄県名護市字済井出1192	0980-52-8331
	宮古南静園	131 沖縄県平良市字島尻888	09807-2-5321
私 立	計 ①	3,733	
	神山復生病院	15 静岡県御殿場市神山109	0550-87-0004
	待労院診療所	10 熊本県熊本市島崎6-1-27	096-354-1021
	計 ②	25	
総数 (①+②)		3,758	

入所者平均年齢

国立 13園 76.0歳 (平成15年5月1日現在)

私立 神山 78.8歳 (平成15年5月1日現在) 待労 75.8歳 (平成15年5月1日現在)

#### 4 兵庫県出身者の状況

##### (1) 県出身入所者数の年次推移（兵庫県人会員数）

(各年3月末現在)

年次	入所者数	年次	入所者数	年次	入所者数
昭和47年	315	昭和58年	—	平成6年	198
48	306	59	256	7	190
49	303	60	248	8	174
50	300	61	242	9	166
51	310	62	238	10	160
52	321	63	238	11	155
53	300	平成元年	228	12	144
54	292	2	224	13	138
55	288	3	230	14	128
56	280	4	217	15	125
57	—	5	210	16	116

※昭和57年、58年の入所者数は不明。平成16年は2月末現在。

##### (2) ハンセン病療養所の県出身入所者数

(平成16年2月末現在)

療養所名	県人会員数
国立療養所長島愛生園	56
国立療養所邑久光明園	35
国立療養所菊池恵楓園	8
国立療養所駿河療養所	7
国立療養所多磨全生園	6
国立療養所栗生染泉園	2
国立療養所大島青松園	2
合計	116

## 5 ハンセン病関連の主な年表

明治 6	(1873) 年	ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師が「らい菌」を発見
明治 30	(1897) 年	第1回国際らい会議で「感染症」と確認
明治 40	(1907) 年	「癞予防二閑スル件」が制定。浮浪患者の収容開始
明治 42	(1909) 年	公立療養所を開設（全国5か所）
		第2回国際らい会議で感染力の弱さを確認
大正 5	(1916) 年	療養所所長に「懲戒検束権」を付与
昭和 4	(1929) 年	「無癞県運動」が一部の民間運動から始まる
昭和 5	(1930) 年	初の国立療養所「長島愛生園」が開園（岡山県）
昭和 6	(1931) 年	「癞予防法」が制定。在宅患者の強制隔離を開始
昭和 15	(1940) 年	厚生労働省が「無癞県運動」の徹底を通知
昭和 18	(1943) 年	治療薬プロミンの有効性が報告される
昭和 22	(1947) 年	日本でプロミンの使用が始まる
昭和 23	(1948) 年	「優生保護法」の対象にハンセン病患者が加えられる
昭和 25	(1953) 年	「らい予防法」が制定
昭和 28	(1953) 年	WHO（世界保健機関）がハンセン病患者の差別法撤廃と外来治療を提唱
昭和 35	(1960) 年	「らい予防法」が廃止
平成 8	(1996) 年	「ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟」提訴
平成 10	(1998) 年	「ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟」熊本地裁判決
平成 13	(2001) 年	衆参両院で謝罪決議 内閣総理大臣談話 兵庫県知事の謝罪メッセージ発表

## 6 ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に 向けての内閣総理大臣談話

平成13年5月25日

去る5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟について、私は、ハンセン病対策の歴史と、患者・元患者の皆さんが強いられてきた幾多の苦痛と苦難に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

今回の判断に当たって、私は、内閣総理大臣として、また現代に生きる一人の人間として、長い歴史の中で患者・元患者の皆さんのが経験してきた様々な苦しみにどのように応えていくことができるのか、名誉回復をどのようにして実現できるのか、真剣に考えてまいりました。

我が国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が、多くの患者の人権に対する大きな制限、制約となつたこと、また、一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、患者・元患者が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、率直にお詫びを申し上げるとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げるものです。

今回の判决は、ハンセン病問題の重要性を改めて国民に明らかにし、その解決を促した点において高く評価できるもの

ですが、他方で本判决には、国会議員の立法活動に関する判断や民法の解釈など、国政の基本的な在り方にかかわるいくつかの重大な法律上の問題点があり、本来であれば、政府としては、控訴の手続を探り、これらの問題点について上級審の判断を仰ぐこととせざるを得ないところです。

しかしながら、ハンセン病訴訟は、本件以外にも東京・岡山など多数の訴訟が提起されています。また、全国には数千人に及ぶ訴訟を提起していない患者・元患者の方々もおられます。さらに患者・元患者の方々は既に高齢になつておられます。

こういったことを総合的に考え、ハンセン病問題については、できる限り早期に、そして全面的な解決を図ることが、今最も必要なことであると判断するに至りました。

このようなことから、政府としては、本判决の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判决についての控訴は行わず、本件原告の方々のみならず、また各地の訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者の方々全員を対象とした、以下のような統一的な対応を行うことにより、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図ることといたしました。

- 1 今回の判决の認容額を基準として、訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者全員を対象とした新たな補償を立法措置により講じることとし、このた

めの検討を早急に開始する。

## 2 名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講ずる。

3 具体的には、患者・元患者から要望のある退所者給与金（年金）の創設、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進める。

患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い、問題の解決を図るために患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける。

らい予防法が廃止されて5年が経過していますが、過去の歴史は消えるものではありません。また、患者・元患者の方々の失われた時間も取り戻すことができるものではありませんが、政府としては、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くす決意であることを、ここで改めて表明いたします。

同時にハンセン病問題を解決していくためには、政府の取組はもとより、国民一人一人がこの問題を真剣に受け止め、過去の歴史に目を向け、将来に向けて努力していくことが必要です。

私は、今回の判決を契機に、ハンセン病問題に関する国民の理解が一層深まるることを切に希望いたします。

内閣総理大臣 小泉 純一郎

## 7 ハンセン病問題に関する決議

去る5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府は控訴しないことを決定した。本院は永年にわたり採られてきたハンセン病患者に対する隔離政策により、多くの患者、元患者が人権上の制限、差別等により受けた苦痛と苦難に対し、深く反省し謝罪の意を表明するとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げるものである。

さらに、立法府の責任については、昭和60年の最高裁判所の判決を理解しつつ、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、我々は、今回の判決を厳肅に受け止め、隔離政策の継続を許してきた責任を認め、このような不幸を二度と繰り返さないよう、すみやかに患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を講ずることをここに決意する。

政府においても、患者、元患者の方々の今後の生活の安定、ならびにこれまで被った苦痛と苦難に対し、早期かつ全面的な解決を図るよう万全を期すべきである。

右決議する。

衆議院（平成13年6月7日）  
参議院（平成13年6月8日）

## 8 兵庫県知事の謝罪メッセージ

## 9 国の事業

「ハンセン病患者・元患者の方々へ」

ハンセン病国家賠償請求訴訟に関し、国は控訴を行わず、患者・元患者の方々の長年のご苦労に対して、謝罪したところです。長年にわたり、らい予防法に基づく隔離政策が継続され、患者・元患者の方々やご家族の方々が言葉で尽くせぬつらい想いをされてきたことに対し、国の機関委任事務として法律の施行にあたってきた県知事として、心からおわび申し上げますとともに、無念の中でお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の誠を捧げます。

かつて、兵庫県出身の方々の家族やあるさとへの熱い想い、真摯な生き方をつづった本を読んで強く心を打たれ、一人でも多く県民にこのことを伝えないと新聞の書評に筆をとったこともあります。

患者・元患者の方々の生き方は、家族とは、ふるさととは、人が人として生きることは、私たちに厳しく問いかけるものです。このことを重く受け止め、さらにハンセン病に対し、いまだ残る偏見を払拭し、すべての人の人権が保障され、誰もがたくさんの人間関係の中で心豊かに生きていくれる社会の実現に向けて、一層の努力をしてまいります。

平成13年6月25日

兵庫県知事 貝原俊民

### (1) 入所者対策

国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対する必要な療養（老人対策・身体障害者対策・盲人対策及び入所者給与金の支給等）を実施している。

### (2) 入所者親族対策

らい予防法の廃止に関する法律に基づき、入所者の親族に對して、生活保護法の基準に準じた法的扶助を実施（生活、教育、住宅、生業、葬祭援助、対象者約150人）。各都道府県への委託事業となっている。

### (3) 社会復帰者支援事業

社会福祉法人ふれあい福祉協会へ委託して、社会復帰者に對する相談事業、社会復帰準備支援事業（申請者に対しても上限250万円の支援を実施）、技能指導事業を実施している。

### (4) 国立ハンセン病療養所等退所者給与金

療養所退所後の福祉の増進を目的として、当給与金を支給。支給額については、受給者の生活類型により加算がつけられるなどにより、月額17万円からの支給が実施されている。

### (5) 普及啓発対策

ハンセン病の正しい理解をはかるために全中学生向けパンフレットを作成し、これを配布している。また、社会福祉法人ふれあい福祉協会への委託事業として、討論会、公開講座

開催、社会交流、啓発資料作成及び高松宮記念ハンセン病資料館の運営を実施し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を実施している。

#### (6) ハンセン病事実検証調査事業

財団法人日弁連法務研究財団への委託事業として、これまでのハンセン病施策について多方面から科学的に検証し、再発防止の提言を行うこととしている。

### 10 兵庫県の事業

#### (1) ハンセン病療養所入所者の訪問及び里帰り事業

本県出身者が入所する全国7か所のハンセン病療養所を本県職員が訪問して、入所者と懇談を深めながら、相談にも応じている。また、療養所入所者等に対して、年末に郷土名産等を送付するとともに、肉親との再会や墓参などの郷土訪問を行いう機会を提供するため、里帰り事業を集団または個別で実施している。

#### (2) 普及啓発

ハンセン病を正しく理解し、偏見や差別を解消するため、「ハンセン病を正しく理解する週間」(毎年6月25日を含めた週の日曜日から土曜日まで)を中心に、積極的にポスター、リーフレットを配布するともに、講演会やフォーラムなどの各種イベントでも普及啓発活動の充実を図っている。

#### (3) 相談窓口

ハンセン病療養所入所者の社会復帰の支援や、療養所退所における生活の安定を図るため、疾病対策課を中心に住宅、生活全般の相談に応じ、必要な支援を行つてている。

#### (4) 入所者との交流会

県民に対する普及啓発活動の進展を図るため、県民、市町人権啓発担当者、健康福祉事務所職員、教員等を対象に、療養所への訪問を希望する者を募集し、県出身入所者との交流会を開催している。

#### (5) 社会復帰マニュアルの作成・配布

療養所を退所して社会復帰した場合に、医療・介護・障害福祉施策等のサービスを有効に活用できるよう、これら制度のパンフレットを作成し、療養所入所者や退所者等に配布している。

#### (6) ハンセン病療養所入所者家族生活援護

療養所入所者等の親族のうち、当該入所者等が入所していなかつたならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、生計困難のために援護が必要と認めるときは、らい予防法の廃止に関する法律第6条に基づき、生活困窮家族に生活保護法に準ずる生活援護、住宅援護等を実施している。

# 関連新聞記事

(おことわり)

詳細な住所地、氏名などは、プライバシー保護のため削除しました。

レプラ（ハンセン病）患者が

一等寝室に

顔中包帯の二婦人  
大垣駅で下車させた

## レプラ患者が 二等寝台に

### 顔中包帯の一婦人

#### 大垣驛で下車せしめる

四日前零時ごろ、東海道本線大垣付近を下関駅発上り東京行き2、3等急行列車が進行中、車掌が2等寝台車で頭部全部包帯して目ばかり出した2名の客を発見、検札すると「数日前大火傷したので東京に治療に行くところです」と答えた。この客を発見、検札すると「JR東海道本線の車掌で、大阪の相當資産家の令嬢で、かくの如く悪性の患者を乗車に同行くところですと答へたが、駕籠乗車せしめたのは大阪の失態だ」と問難されたる。

4日前零時ごろ、東海道本線大垣付近を下関駅発上り東京行き2、3等急行列車が進行中、車掌が2等寝台車で頭部全部包帯して目ばかり出した2名の客を発見、検札すると「数日前大火傷したので東京に治療に行くところです」と答えた。この客を発見、検札すると「JR東海道本線の車掌で、大阪の相當資産家の令嬢で、かくの如く悪性の患者を乗車に同行くところですと答へたが、駕籠乗車せしめたのは大阪の失態だ」と問難されたる。

4日前零時ごろ、東海道本線大垣付近を下関駅発上り東京行き2、3等急行列車が進行中、車掌が2等寝台車で頭部全部包帯して目ばかり出した2名の客を発見、検札すると「数日前大火傷したので東京に治療に行くところです」と答えた。この客を発見、検札すると「JR東海道本線の車掌で、大阪の相當資産家の令嬢で、かくの如く悪性の患者を乗車に同行くところですと答へたが、駕籠乗車せしめたのは大阪の失態だ」と問難されたる。

# レ・プラを 街から遂へ

「療養所に赴かしめよ」

神戸MTL協会の發會

「療養所に赴かしめよ」  
神戸MTL協会の發會

世界の「等國民と自負する日本に、世にも哀れな癪患者が現在10万人生存している。それは國民 자체が本病に理解を持ち、撲滅策を講じないからであると、今度、神戸市多聞通7丁目5-1に「神戸MTL協会」仮事務所が設立された。役員は社会課長、青年会館総主事、○○○を中心いて、今後は一般の支持を求め、隔離療養事業を完成し、病菌の散布を防ぐはずである。なお、3日夕刻、青年会館において会員約500人が參集、同会發會式を挙行し、左のごとき意味のビラ7万枚を市内の各小学校に送付、一般家庭に趣旨を徹底させることとした。

お互いに考へませう、癪浮浪者に

物を與へてはいけません、彼の人々が療養所に行くことを好まないのは皆様が物を與へて生活せしめるからです。療養所を彼等の一大樂園となして病菌散布を防いで下さい。

お互いに考へましょ。癪浮浪者に物を与えてはいけません。彼らが療養所に行くことを好まないのは、皆様が物を与えて生活ができるようにしてゐるからです。療養所を彼等的一大樂園となるようにして、病菌散布を防いで下さい。

お互いに考へませう、癪浮浪者に物を與へてはいけません、彼の

物を與へてはいけません、彼の皆様が療養所に行くことを好まないのは皆様が物を與へて生活せしめるからです。療養所を彼等の一大樂園となして病菌散布を防いで下さい。

## レプラ患者

### 盛んに横行

八十度の熱で蒸す

二等船室の中にも

名古屋から全身びらん（全身のタダレ）した一家5人連れを乗せたレプラ貸切車を連結した列車が、22日朝、下関に到着し、上熊本癪患收容所に送つたが、同夜またまた神戸からレプラ貸切車が着いた。

同患者は釜山府居住、(■)で、去る20日夜、東京発各等急行三等客として帰鮮（韓国に帰国）の途中、大阪付近で専務車掌が発見して大阪駅で下車させ、神戸に特別輸送を行い、同駅から貸切車を仕立てて22日夜、関釜連絡船徳寿丸病室に収容し、下関を出帆した。同船が玄海を航行中の真夜中、温度80度近くに蒸し上げる二等船室から、更に1名のレプラ患者を発見。この者は朝鮮慶尚北道達城郡生れ(■)で、直ぐに同病室に収容し船室の大消毒を行つた。(下関電話)

レプラ患者盛んに横行  
80度の熱で蒸す

三等船室の中にも

名古屋から全身びらん（全身のタダレ）した一家5人連れを連れ客としてレプラ貸切車を連結した列車が、廿二日朝、下関に到着した。

同車が廿二日朝下關に到着し、本船徳壽丸に送つたが、同夜又徳神戸からレプラ貸切車が着いた。同車者は釜山府居住(■)で、去る二十日夜東京發客(■)で、去る二十日夜東京發客(■)で、直ぐに同病室に収容し船室の大消毒を行つた(下關電話)

## 民族衛生の立場から「癪の断種論」台頭す 精神病や産児制限等

### 保健衛生調査会の研究諸問題

精神病や産児制限等

# 民族衛生の立場から 「癪の断種論」台頭す 精神病や産児制限等

## 民族衛生の立場から

### 「癪の断種論」台頭す

#### 保健衛生調査会の研究諸問題

保健衛生調査会の民族衛生特別委員会は目下やかましくいわれている産児制限問題その他を優生学の立場から解決せんとして各種の調査を行っているが――

(中略)

また癪は目下のところ精神病と異なり、遺伝病ではなく伝染病として取り扱われているが、不治の疾患として天刑病といわれ、患者の子どもは感染しやすい素質と“環境”をもつて生まれて来ることは事実であるから、これに対しては優生学上の立場から断然制限を超えて断種を法律で制定して強制的に実施すべしとの議論が以前からあつた。しかし、人道上の問題からその子孫を断つということは面白くなく、しかも法律で強制する等はもつての外であるとの反対説もあつて決しかねていたが、今回の民族衛生特別委員会は優生学的立

場から是非ともこれを「実行」したいとの意見が有力となつてゐる模様である。

(以下省略)

(以下省略)

民族衛生調査会の民族衛生特別委員会は目下やかましくいわれる産児制限問題その他を優生学の立場から解決せんとして各種の調査を行っているが――	（中略）
△患者△　は出生されても、これらは何時發生しても、他人に危害を加へるかはからぬ。よふ危険があつておこる間接的であるが、また癪は目下のところ精神病と見り難いが、不治の疾患として取扱はれてゐるが、不治の疾患として天刑病といはれる者の子供は感染し	△患者△　は出生されても、これらは何時發生しても、他人に危害を加へるかはからぬ。よふ危険があつておこる間接的であるが、また癪は目下のところ精神病と見り難いが、不治の疾患として取扱はれてゐるが、不治の疾患として天刑病といはれる者の子供は感染し
△實行△　したいとの意見	△實行△　したいとの意見
(以下省略)	(以下省略)

## レプラ発見に密告を待つ協会

こんな病者的人はお医者へ行きなさい・と

## レプラ発見に 密告を待つ協会

こんな病者的人は

お医者へ行きなさい・と

癲病患者のためよき保護予防団体

として活躍してゐる神戸市多聞通

七丁目の神戸エム・ティ・エル協会

会では現在神戸エム・ティ・エル協会

にて依頼のうちにその家族へ醫

員を派し、癲病の防止に極力努め貢

献患者には無料施療を行ふことに

會でレプラ発見協会では現在神戸

居住のレプラ患者廿八人にその

十五家族に對して監査を兼して

あるが未だ發見されぬレプラ患者

が多數家庭内にありこれら患者と

家族を放逐しておけば傳染の恐れ

ありこの際、一般五歳の人から四

歳らしい者と見易次第協会に通知

をせられんことを希望してこの設置

癲病患者のため、よき保護予防団体として活躍している神戸市多聞通7丁目の神戸エム・ティ・エル協会（レプラ予防協会）

に対し療養策を尽くしているが、未だ發見されないレプラ患者が多数家庭内にあり、これら患者と家族を放逐しておけば伝染の恐れがある。この際、一般近隣の人から患者らしい者を發見次第、協会に通知していただくことを希望する。投書があれば、厳秘のうちにその家族へ医員を派遣し、伝染の防止に極力努め、貧困患者には無料施療を行うことになつて

いる。つとめて患者の初期發見に全力を注いでいるが、火傷をしたやうな水疱が突然で大きめで刺して、痛さを感じない、神經病を起したり虫がはぶやうな感を覺える。

大の水疱ができ、針で刺しても痛さを感じない、神經病を起したり虫がはぶような感を覚える人は、怪しいと思えば最寄りの医師なり協会で診察を受けるのが肝要である。

## 天刑病予防協会

いよいよ設立に決す

財界有力者の後援で  
安達内相から撲滅の3案を発表

## 天刑病豫防協會

## 懲々々設立に決す

財界有力者の後援で

安達内相から撲滅の3案を発表

現くも皇太后陛下の有り難き思し召しに基づく、癩病予防協会設立に關する協議會は21日正午から内相官邸で開かれた。

## 第一案は廿年で

## 癩病を根絶さず

経費豫算約三千万圓

出席者は内務省側から安達内相、潮次官、赤木衛生局長、実業家側から洪澤栄一、團琢磨、木村久壽彌太、服部金太郎、安田善次郎、森村市左衛門、末延道成、古河虎之助、大倉喜七郎、大橋新太郎諸氏で

癩予防協会設立趣意書及び協会の事業計画等を協議し、さらに内務省において計画する根本的癩撲滅策（3案）につき意見を交換し、結局全会一致で協会設立に賛成することに決した。なお、どのような方法によって創立するかは、後日更に会合して協議することに決定、取り敢えず出席者全部を癩起人として京都、大阪、名古屋などの財界巨頭連も癡起人とすることに決し午後2時散会した。

## 第一案 20年根絶計画

現在癩患者を1万5千人と見なし、既定計画による5千人収容施設の外に、更に新たに1万人を収容する施設をつくり、10年後に患者全部を隔離しようとの案で、全部隔離完了後は10ヶ年を以て癩患者がなくなるものとして既定経費に依る費用を別として、新たに約3千7百万円の経費を要する。

## 第二案 30年根絶計画

既定計画5千人の外に新たに5千人収容を終えて年々5百人ずつ収容施設を拡大して、一般患者の減少と相まって20年以内に全患者の収容を完了し、その後10ヶ年間にしてほぼ患者の根絶を図ろうとする案で、既定計画に依る費用以外に約4千万円を要する。

## 第三案 50年根絶計画

既定計画5千人の外に新たに5千人収容施設を10ヶ年間に完成し、その後1万人収容を持続して患者の漸減を期する案で、設備完成後30年間で患者の全部が収容し尽くされ、更に10年を経て大体全滅するという見込で、この総経費は既定計画による以外に、約6600万円を要する。

### 草津に癪療養 地区設定

必ず実現さす

以上の計画においては建設費一人当たり1550円、経常費1人当たり年額365万円として計算したものである。なお、現在内務省において実行しつつある癪撲滅計画によると、府県立療養所において約4500人、国立療養所に約5000人、合計5千人の患者を収容している。

### 草津に癪療養地区設定 必ず実現さす

内務省では別項のごとく、安達内相の発表する3案の根絶計画を立てて我国から癪病を一掃せんと目論んでいるが、まずその第1歩として、草津に癪療養地区を設置すべく目下大蔵省に対して所要経費113万円（6年度35万円 7年度39万円 8年度39万円）を要求している。大蔵省がこれをも削除ないし削減しようとする場合は、同省は保健衛生の立場から、極力復活要求を試みる事となつてゐる。

癩病根絶のため巨額の御下賜金

皇太后陛下の御仁慈  
きょう 内相、拓相を召し御伝達

皇太后陛下には癩病根絶の思ひ召しから、日々の供御（食事  
や衣服など）にさえ御節約になられ、昭憲皇太后的御名を以  
て癩救済の御沙汰があつた。

（以下省略）

## 癩病根絶のため

### 巨額の御下賜金

#### 皇太后陛下の御仁慈

けふ内相、拓相を召し御傳達

皇太后陛下には癩病根絶の思ひ召しから、日々の供御（食事  
や衣服など）にさえ御節約になられ、昭憲皇太后的御名を以  
て癩救済の御沙汰があつた。  
内相、拓相を召して、  
皇太后陛下の御仁慈  
きょう 内相、拓相を召して  
（以下省略）

# 癲豫防協会の 発起人総会

癲予防協会の発起人総会  
いよいよ19日頃開催

## 愈よ十九日頃開催

かねて創立中の癲豫防協会に關し

五 私設療養所の助成

六 豊家の慰安及び援助

七 國の救療從事者の慰安及び

後援等である

ては東西有力実業家援助の下に、着々  
資創立の準備を整へてゐたが、いよいよ来る十九日頃、発起人總  
會を開くことになった。

同會は渋澤栄一氏を會長に安達内相を名譽會長とする財團  
内相を名譽會長とする財團法人  
となしきに皇太后陛下より下賜された金10万円と國  
補助金10萬圓の外に約百萬圓の  
淨財を集めて基金とし癲豫防撲滅運動に對  
して國民的衛生思想灌  
漬養を行ふ意味で開催された  
に止まらず國際的な倫理運動と化し  
化しつゝある癲豫防運動に對  
て國民的援助を行ふ意味で開催  
防に關する知識の啓發を行ふもの  
のでその他の事業としては、  
一、癲に關する研究費の助成  
二、癲患者に対する扶助  
三、未完成療養所保護施設  
四、患者相談所の設置

左の通りである

(衆院議員大坂栗田太蔵、農

議員木村久壽卿、安田善次

郎、大倉喜七郎、古河寅之助、

森村吉左衛門、大橋新太郎、服

部金太郎、根津嘉一郎、末延道

成(京都市)佐上吉郷府田事、大倉

恒吉、島津源蔵(大阪栗田太蔵

府知事)、福井大坂直良、朝比奈三

作(福井大師)、阿部慶次郎、濱川

實吉、園賀次郎、村山龍平、本

山彦一、野村忠七(兵庫県)高橋氏

庫縣知事)、堀川(神戸市長)、川西

清兵衛、小曾根嘉一郎、西崎忠

雄、辰馬吉左衛門(兵庫県)高橋知

縣知事)、大島若尾(鹿屋市長)伊藤

次郎(左衛門)、鶴見助助

左の通りである

癲予防協会に關しては、東西有力実業家援助の下に、着々創立の準備を整えていたが、いよいよ来る19日頃、発起人總會を開催し、創立總會を開くことになった。

同會は渋澤栄一氏を會長に皇太后陛下より下賜された金10万円と國庫よりの補助金5万円の他に約100万円の淨財を集めて基金とし、癲予防撲滅に関する一般国民の衛生思想涵養を中心とし、更に衛生問題たるに止まらず國際的な倫理運動と化しつある癲撲滅運動に對して、國民総動員を行う意味で、癲予防に關する知識の啓發を行うもので、その他同會の事業としては次の通りである。

- 1、癲に關する研究費の扶助
- 2、癲患者に対する扶助
- 3、未完成療養所保護施設
- 4、患者相談所の設置
- 5、私設療養所の助成
- 6、患者の慰安及び援助
- 7、癲の救療從事者の慰安及び後援等である

発起人の主な顔ぶれは左の通りである

(東京)

滝田行政裁判所長官(以下省略)

レプラを苦にして一家7人心中を遂ぐ

愛児を絞殺し夫婦が鉄道自殺

宇都宮の事件

## レプラを苦にして 一家7人心中を遂ぐ

愛児を絞殺し夫婦が鉄道自殺

### 宇都宮の事件

25日午前1時ごろ、東北本線宇都宮駅南方の眞岡街道付近で、下り第19列車めがけて飛び込み自殺を遂げた30歳前後の男女があつた。右は宇都宮市■■■居住■■■工夫■■■  
■( ) 同人妻■( ) の両名で、遺書により係官が同人宅を取り調べると、長男■( ) 次男■( ) 三男■( )  
■( ) 長女■( ) 四男■( ) の5名が無惨にも細紐で絞殺されているのを発見した。原因は■( ) 一家は癩系統であり、生活難に陥っていたところから、平素夫婦は苦にしていたので、根絶をはかるため一家心中を決意したものらしく、付近の者から同情の涙をさそつてゐる。(宇都宮発)

## 癪患者二人

姫路駅で発見

癪患者二人

姫路駅で発見

水害のため山陽線が不通となつて大混雑をきわめている5日午後零時すぎの姫路駅へ入構した東京発下関行き下り急行7列車の乗客中に、2人のレプラ患者らしい者がいるのを車掌が発見した。同駅花野治療所主任が診察の結果、群馬県吾妻郡草津町草津林田茂三(39)と吳市阿賀町山路良三(23)は何れも仮名の両名で、共に神經癪と判明、姫路署に届け出た。幸い同列車は水害のため、姫路駅以西は運行取消となり、そのまま同駅に止まつたので、直ちに大消毒を行つた。両名は姫路行旅病舎にひとまず収容し、近く正式手続きにより、岡山療養所に送られるはずである。

水害のため山陽線が不通となつて大混雑をきわめてゐる5日午後零時すぎの姫路駅へ入構した東京発下関行き下り急行7列車の乗客中に、2人のレプラ患者らしいのがいるのを車掌が発見、同駅花野治療所主任が診察の結果、群馬県吾妻郡草津町草津林田茂三(39)と吳市阿賀町山路良三(23)の両名で共に神經癪と判明、姫路署に届け出た。幸い同列車は水害のため、姫路駅以西は運行取消となり、そのまま同駅に止まつたので、直ちに大消毒を行つた。両名は姫路行旅病舎にひとまず収容し、近く正式手続きにより、岡山療養所に送られるはずである。

水害のため姫路行旅病舎に一先づ収容、近く正式手続きにより岡山療養所に送られるはずである。

レプラ患者3名が列車で大阪入り

奇怪な熱海署の黙認

4日午後1時東京発大阪行39列車が大阪府三島郡茨木駅附近を進行中、大阪府警察部移動係が前部2両目3等車内で挙動不審の3名の男を認め取調べたところ、熱海名古屋間の切符を持し、レプラ患者であると申し立てたので、大阪駅着と同時に曾根崎署に身柄を引渡し、車内の大消毒を行った。

同人らは、宮城県生まれ（）、同

間の切符を持しレプラ患者であると申立てたので大阪駅着と同時に引渡されたが、署ではそのまゝ名古屋までの切符を貰ひ奥へて一般旅客同様に乗車せしめたものと判明。曾根崎署では、そのまま名古屋までの切符を買い与えて一般旅客同様に乗車させたものと判明した。曾根崎署では、熱海署に抗議を提出する一方、3名を区役所へ引渡した。

## レプラ患者3名が 列車で大阪入り

### 奇怪な熱海署の黙認

4日午後1時東京発大阪行39列車が大阪府三島郡茨木駅附近を進行中、大阪府警察部移動係が前部2両目3等車内で挙動不審の3名の男を認め取調べたところ、熱海名古屋間の切符を持し、レプラ患者であると申し立てたので、大阪駅着と同時に曾根崎署に身柄を引渡し、車内の大消毒を行った。

同人らは、宮城県生まれ（）、同

間の切符を持しレプラ患者であると申立てたので大阪駅着と同時に引渡されたが、署ではそのまま名古屋までの切符を貰ひ奥へて一般旅客同様に乗車せしめたものと判明。曾根崎署では、そのまま名古屋までの切符を買ひ出する一方

（）、朝鮮慶尚北道生れ（）で、2年程前に発病、このほど大阪附近の療養所に入るべく3人は3日夜、一緒に横浜発の列車にただ乗りしていたところ、ついに発見されて熱海署で取調べられた。しかし同署では、そのまま名古屋までの切符を買ひ与えて一般旅客同様に乗車させたものと判明した。曾根崎署では、熱海署に抗議を提出する一方、3名を区役所へ引渡した。

心の慰問待つ「小島」から  
——長島愛生園——

### 燃える郷土愛

病友に送る切々の便り

## 心の慰問待つ「小島」から

### 燃える郷土愛

#### 病友に送る切々の便り

「おめでとうございました」と喜んで迎えていた患者は、その心を胸に保つて、元気な姿で本園を去りました。先ほど兵庫県厚生課に「恵まれぬ抗議」を申し込んできた患者たちが、このほど更に同県人会容者で結成する兵庫県人会に対し、同課では4月中に慰問する計画を立てて準備を進めているが、このほど更に同県人会から同課あてに便りが寄せられ、慰問を胸躍らせて待っている。ほかに隠れているライ患者は自発的に本園に来て、愛する郷土が浄化されるようにと述べ、これを見て係員たちは郷土愛に燃えた収容者の心根に涙ぐんでいる。

#### 【便りの大要】未収容の患者が兵庫県下にもまだ相当にいるのではないでしょうか。私どもの願いとしてはそうした病友

たちが一日も早く自主的に本園に来て、救われて愛する郷土が浄化され、健全な文化的社会となりますよう祈っています。

そのためには、県厚生課で未収容の患者を脅したり強制したりせず、患者自身が進んで療養所に行こうとの決心が起ることを認識させるよう努力くださるようあわせてお願ひします。

【便りの大要】未収容の患者が兵庫県下にもまだ相当にいるのではないかと想うのです。私はその願いとしてはそうした病友たちが一日も早く自主的に本園に来て、救われて愛する郷土が浄化され、健全な文化的社会となりますよう祈っています。そのためには、県厚生課で未収容の患者を脅したり強制したりせず、患者自身が進んで療養所に行こうとの決心が起ることを認識させるよう努力くださるようあわせてお願ひします。

拘置所が臨時法廷

ライ患窃盗犯の公判

神戸地裁では17日午後一時、全国でも珍しい臨時法廷を神戸拘置所内で開廷した。さる5月23日、兵庫県美嚢郡細川村方面を荒した窃盜容疑者、岡山県邑久郡島愛生園内、無職こと( )にかかる窃盜被告事件公判で、被告がライ病患者であるので神戸拘置所から地裁法廷への出廷が困難であるため、小川判事が最高裁の許可を得て行つたもので、17日地検辻本検事から被告に懲役2年が求刑され、つづいて裁判長から懲役1年6ヶ月の判決が言渡された。

# 拘置所が臨時法廷

## ライ患窃盗犯の公判

神戸地裁では17日午後、全国でも珍しい臨時法廷を神戸拘置所で開廷した。さる5月23日、兵庫県美嚢郡細川村方面を荒した窃盜容疑者、岡山県邑久郡島愛生園内、無職こと( )にかかる窃盜被告事件公判で、被告がライ病患者であるので神戸拘置所から地裁法廷への出廷が困難であるため、小川判事が最高裁の許可を得て行つたもので、17日地検辻本検事から被告に懲役2年が求刑され、つづいて裁判長から懲役1年6ヶ月の判決が言渡された。

## 三割まで朝鮮人

衆院行政委で愛生園長証言  
密入国ライ患者急増

18日午後の衆議院行政監察特別委員会は、密入国ライ患者問題について、国立ライ療養所長島愛生園長光田健輔氏を証人として喚問、光田園長はつぎのように証言した。

朝鮮人のライ患者は大正4年当時は愛生園の3%であったが、最近は突然増加。今年の四月現在では全国10療養所で500余名の重症患者が収容されており、この数はますます増加、愛生園も入園者を例にとれば10人のうち3名までが朝鮮人でこのほか内地各所に潜伏している朝鮮人ライ患者は一、二千名はいると思う。これは朝鮮の釜山、木浦付近から山口県萩、仙崎、下関、福岡などに密入国してくる者の中には、多くが朝鮮人で、このほんの少部分が日本人といふのが事實だといふ。

## 二二割まで朝鮮人

## 密入国ライ患者急増

ると思ふ、これは焼却の空山  
木浦付近から山口県萩、仙崎、  
下関、福岡などに密入國してくる  
患者の多い、これらライ  
病院を嚴重に取締る以外方法はない

て委員會で  
行政監察特別委員會  
長證言  
衆院行政監察特別委員會  
長は「密入國ライ患者急増」  
と題して、  
密入國者を殺戮せざることを世人  
に周知せしめることを目的と  
して開く、  
沿田園長はつぎのよう  
に証言した。

組合員のライ患者は大正4年当時は愛生園の3%であったが、最近は突然増加。今年の四月現在では全国10療養所で500余名の重症患者が収容されており、この数はますます増加、愛生園も入園者を例にとれば10人のうち3名までが朝鮮人でこのほか内地各所に潜伏している朝鮮人ライ患者は一、二千名はいると思う。これは朝鮮の釜山、木浦付近から山口県萩、仙崎、下関、福岡などに密入國してくる者の中には、多くが朝鮮人で、このほんの少部分が日本人といふのが事實だといふ。

## ライ患者に愛の手を

### 「予防座談会から」

（小字）

神戸新聞

昭和26年7月3日

ライ子  
防護病院  
四十年公  
布四十二  
年運営  
典義院  
並由米田  
和田重慶  
創立が  
出来た。同  
七年の間  
在院が明  
居のひ  
れられた  
よからず  
慰めよ、ゆ  
くこと難きわ  
れにかわりて」

ライ子

防護病院

四十一年

年運営

典義院

並由米田  
和田重慶  
創立が  
出来た。同  
七年の間  
在院が明  
居のひ  
れられた  
よからず  
慰めよ、ゆ  
くこと難きわ  
れにかわりて」

（小字）

神戸新聞

昭和26年7月3日

ライ患者に愛の手を——予防座談会から——

（小字）

神戸新聞

昭和26年7月3日

ライ予防法は明治40年に公布、42年に連合府県立療養所が出来、昭和5年に長島愛生園が出来た。同7年にあの有名な貞明皇后の「つれづれの友となりても慰めよ、ゆく」と難きわ

れにかわりて」の御歌が出てから運動は一段と活発になった。

同16年全国の療養所は国立となつたが、現在はこのほかに私立が3ヶ所（キリスト教2、日蓮宗1）ある。

一般にはまだライ病を遺伝病だと考へている人もいるようだが伝染病で、患者間に出来た子供を分べん後すぐ隔離して育てるなどともない。立派に成長して結婚している人もたくさんいる。だからライ病を天罰のたたりだとか「筋を引く」とかいうことは迷信であつてはまらない。

ライ患者の子供は社会から冷たい眼でみられがちで、これが心配だから安心して療養所へゆけないという患者がある。むしろ社会は暖かい手で不幸な子供たちを見守つてやらねばならない。

（中略）

具体的な愛の運動が必要で、読みふるしの雑誌でも新聞でもいい贈りものをして気の毒な患者を慰めてやりたい。

（小字）

（小字）

（小字）

（小字）

（中略）

ライ子  
防護病院  
四十一年公  
布四十二  
年運営  
典義院  
並由米田  
和田重慶  
創立が  
出来た。同  
七年の間  
在院が明  
居のひ  
れられた  
よからず  
慰めよ、ゆ  
くこと難きわ  
れにかわりて」

ライ子

防護病院

四十一年

年運営

典義院

並由米田  
和田重慶  
創立が  
出来た。同  
七年の間  
在院が明  
居のひ  
れられた  
よからず  
慰めよ、ゆ  
くこと難きわ  
れにかわりて」

（小字）

神戸新聞

昭和26年7月3日



ライ患浮浪者の声  
放置に非難の声

三  
一日 午後

ライ患浮浪者の放置に非難の声

十時頃神戸駅内の生田署派出所へ「駅裏にライ患者がいる」と二名の浪者から届出があった。調べてみると(■)といい、1ヶ月くらい前大阪から阪から神戸にやってきて同駅裏をねぐらにしていたらしい。両手足、首筋が火傷がうんだように腐り、痛みもないという。同署では一応ライ患者として診断、入院の手配を行つたところ兵庫県、神戸市とも深夜のため連絡がつかず、県立神戸医大附属病院では「診断はするが救急車はない。またベッドも足りない」とい、市立東山病院では「赤痢のような法定传染病は取扱うが、ライ患者は断る」といすれも警戒され同署では仕方なく同夜はそのまま放置したが場所が人通りの多い神戸駅だけに、関係者のこの措置に市民から非難の声があがつている。

31日午後10時国鉄神戸駅内の生田署派出所へ「駅裏にライ患者らしい浮浪者がいる」と一浮浪者から届出があつた。調べてみると(■)といい、2ヶ月くらい前大阪から神戸にやってきて、同駅裏をねぐらにしていたらしい。両手足、首筋が火傷がうんだように腐り、痛みもないという。同署では一応ライ患者として診断、入院の手配を行つたところ兵庫県、神戸市とも深夜のため連絡がつかず、県立神戸医大附属病院では「診断はするが救急車はない。またベッドも足りない」とい、市立東山病院では「赤痢のような法定传染病は取扱うが、ライ患者は断る」といすれも敬遠され、同署では仕方なく同夜はそのまま放置したが場所が人通りの多い神戸駅だけに、関係者のこの措置に市民から非難の声があがつている。

# 60年以降、国会にも責任

## 国に18億円賠償命令

### 熊本地裁判決



「ハンセン病隔離違憲訴訟」の判決言いふれを受ける「勝訴」の原告側の弁護士二日午前、熊本地裁判所

60年以降は隔離規定が人権侵害の問題として明確化され、遅れてから上位法規の被る規定によって、元患者の権利保護が進むた。そこで、国に18億円の賠償命令がなされた。この判決は、元患者の権利保護が行われるための政策であり、元患者の権利保護のための政策である。この判決は、元患者の権利保護が行われるための政策であり、元患者の権利保護のための政策である。この判決は、元患者の権利保護が行われるための政策であり、元患者の権利保護のための政策である。

神戸新聞 平成13年5月11日(夕)

共同通信配信

ハンセン病隔離違憲  
60年以降、国会にも責任  
国に18億円賠償命令

らい予防法（1996年廃止）に基づく隔離政策で基本的人権を侵害されたとして、ハンセン病の元患者一百二十七人が、元患者の権利保護のための政策であり、元患者の権利保護のための政策である。この判決は、元患者の権利保護が行われるための政策であり、元患者の権利保護のための政策である。

憲国家賠償請求訴訟

（1次～4次提訴）の判決で、熊本地裁は十二日、

らい予防法の強制隔離規定について、「一九六〇年に違憲性が明白だった」として、国に総額約十八億二千万円の支払いを命じた。

ハンセン病国賠訴訟の初の判決。国会の立法不作為も認定、隔離政策を否定した判決は、元患者に大きな影響を与えた。これが、元患者の権利保護のための政策であり、元患者の権利保護のための政策である。

ハンセン病隔離違憲訴訟

らの救済に向けた画期的な判断。熊本地裁のほか、東京、岡山両地裁で係争中の訴訟や元患者らの処遇改善に大きな影響を与えたそうだ。判決理由で杉山正士裁判長（異動のため永松健幹裁判長代読）は「医学的知見を総合するとハンセン病は遅くとも六〇年以降には隔離政策が必要な疾患ではなかつた」と認定し「重大な人権の制約を強いる隔離の必要性は失われ、厚生省（当時）はこの時点で隔離を抜本的に変更する必要があつたのにこれを怠つた」と指摘。九六年まで、同法を廃止しなかつた国会の責任についても「らい予防法の隔離規定は五三年の制定時から公共の福祉による合理的な制限を逸脱していた」と指摘し「六〇年には隔離規定が人格権を定めた憲法に違反することは明白で、遅くとも六五年には隔離規定を改廃しなかつた立法上の不作為の違憲性を認めるのが相当」と述べた。判決は、人権侵害の実態について、らい予防法の「勧奨による入所」は「任意と認めがたい」と強制入所があつたとし、墮胎などの優生手術も「非人道的取り扱い」と非難。「被害は極めて長期間で、身体、家族関係など多種多様な社会生活全般に及び、共通の被害を包括して慰謝料として賠償の対象とすることは許される」と、原告の「包括一律請求」を採用した。その上で「隔離の被害」と「社会から差別・偏見を受ける地位に置かれた精神的障害」の二点を「社会で平穏に生活することを妨げられた共通の損害」と判断。一方で、法廃止前後の国の処遇改善努力などを考慮し、元患者一人あたりの慰謝料を入所の時期や期間に応じ、一千四百万一八百万円とした。また、「違法行為が終わつたのは廃止時」との判断を示し、国側が主張した請求権が消滅する除斥（じよせき）期間の適用を否定した。

### 国の怠慢明確に断罪

解説

らい予防法の隔離規定が同法制定の七年後の一九六〇年から不要だつたと認定した十一日のハンセン病国家賠償訴訟の熊本地裁の判決は、隔離が同年から違憲と断じ、同法の改廃を怠つた国の『怠慢』を明確に指摘した画期的な内容だ。訴訟のきっかけは、九六年の同法廃止で国は廃止の遅れを謝罪したが、過去のハンセン病施策の責任についてはうやむやにしたことへの原告の怒りだつた。ハンセン病治療では、四三年に米国で医療薬が開発され、六〇年以降、誤った隔離政策を続けた国の行政責任を指摘。法廃止を怠つたとして国会についても「隔離の違憲性について国会議員は容易に知ることができた」と判示し、六五年以降の国会の「立法不作為」を認定した。「立法不作為」については、これまで韓国人の元従軍慰安婦など戦後補償の裁判で争点となりながら、国会の立法裁量を幅広く認める判決がほとんどだつた。こうした消極的な司法判断の流れを覆したという点でも大きな意味がある。また、判決は「除斥（じよせき）期間」の規定を根拠に「（提訴より二十年前の）七八年以前の行為については請求権は消滅する」との国側主張も認めない異例の判断を示し、原告が長年受けた苦痛に配慮した。一方で、同法制定そのものの判断は回避。その点で原告には不満が残る結果となつた。ハンセン病の元患者の支援については、超党派の国会議員の動きなども出ている。国は今後、明確な謝罪とともに、療養所の入所者の社会復帰策の充実を含む本格的補償など、ハンセン病問題の根本的な解決を迫られることになりそうだ。

# ハンセン病元患者宿泊拒否

熊本・黒川温泉 ホテル 人権侵害と県公表

2003年(平成15年)11月19日 水曜日		
<p>ハンセン病元患者を対象に熊本県が実施する「令き」と訪問事業で、県が宿泊を依頼したアーレディース宮殿黒川温泉ホテル(同県南小国町)が「乳幼児など他の宿泊者に感染する恐れがある」として拒否。県は十分な根拠に基づいた行為で人権侵害にあたるとして拒否。県は公表した。</p>	<p>拒否。県が説得を続けたが応じなかつた。同日午後記者会見した同ホテルの前田篤子支配人は「感染するしないのがわからないが、社会一般に広く受け入れる認識や体制が整っていない状況で、サービス業を営む当社として受け入れることはどうできない」と語った。</p>	<p>が認められた場合、ホテル側に勧告などをを行う。</p>
<p>約二十五人分の宿泊をホテルに依頼し、いったん承諾を得たが、十一月になつて県が、宿泊者は元患者であることを伝えると、ホテルは一転して用を一から築かねばならぬという。茂齊組合長は「受けたダメージは計り知れず、信</p>	<p>ハンセン病元患者を対象に熊本県が実施する「令き」と訪問事業で、県が宿泊を依頼したアーレディース宮殿黒川温泉ホテル(同県南小国町)が「乳幼児など他の宿泊者に感染する恐れがある」として拒否。県は十分な根拠に基づいた行為で人権侵害にあたるとして拒否。県は公表した。</p>	<p>時代錯誤、恥すべきことだ」と話している。訪問事業は全国のハンセン病療養所に入所する熊本県出身者が対象。社会との接点を持つてもらうよう、県内各地の温泉施設に宿泊している。</p>
<p>同県によれば、県は同日に宿泊を拒否した問題で、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)の所長、神崎安泰務局長は二十九日、厚生労働省内で記者会見で、「この件は一応落着した」と述べた。</p>	<p>ハンセン病元患者を対象に熊本県が実施する「令き」と訪問事業で、県が宿泊を依頼したアーレディース宮殿黒川温泉ホテル(同県南小国町)が「乳幼児など他の宿泊者に感染する恐れがある」として拒否。県は十分な根拠に基づいた行為で人権侵害にあたるとして拒否。県は公表した。</p>	<p>同日午前には江口忠雄大臣が「謝罪を表明したこと」で、アイスター社長が熊本県立ハンセン病療養所須賀池恩風園を訪れて、「われわれの対応が誤っていた」と謝罪し、園の自治会が受け入れており、「一連の問題は約二ヶ月で両者が和解した」と語った。</p>
<p>調査は法律に基づくものではないが、人権侵害</p>	<p>法務局が調査</p>	<p>江口社長は十九日午後、東京都東村山市の全療協事務所を訪問。全療協が提出していた抗議文に対する回答文を持参した。</p>

# ホテル側が謝罪 表明

宿泊拒否

元患者側受け入れ表明

熊本県南小国町のホテルがハンセン病元患者の宿泊を拒否した問題で、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)の所長、神崎安泰務局長は二十九日、厚生労働省内で記者会見し、ホテルの経営会員であるアイスター(東京)側が謝罪を表明したことによってもどりたいとした。神事務局長によると、江口社長は十九日午後、東京都東村山市の全療協事務所を訪問。全療協が提出していた抗議文に対する回答文を持参した。
江口社長は十九日午後、東京都東村山市の全療協事務所を訪問。全療協が提出していた抗議文に対する回答文を持参した。

神戸新聞（共同通信配信）

上段 平成15年11月19日  
下段 平成15年12月21日

ハンセン病関係法令

癪予防ニ関スル件（明治四〇年法律第一一號）

追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条 医師癪患者ヲ診断シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他予防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官庁ニ届出ツヘシ其転帰ノ場合及死体ヲ検案シタルトキ亦同シ

第二条 癪患者アル家又ハ癪病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ医師又ハ當該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其ノ他予防ヲ行フヘシ

第三条 癪患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

2 必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲ為スヘシ

3 前二項ノ場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）ヲシテ癪患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四条 主務大臣ハ一以上ノ道府県ヲ指定シ其ノ道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ収容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

2 前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

3 主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第五条 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス

2 第三条ノ場合ニ於テ之カ為要スル費用ノ支弁方法及其ノ

第六条 扶養義務者ニ対スル患者引取ノ命令及費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ為スコトヲ得但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ民法第九百五十五条规定及第九百五十六条ニ依り扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シ求償ヲ為スコトヲ妨ケス

第七条 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス但シ沖縄県及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ国庫ノ負担トス

一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ弁償ヲ得サル救護費

二 檢診ニ関スル諸費

三 其ノ他道府県ニ於テ癪予防上施設スル事項ニ關スル諸費

2 第四条第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

3 第四条第三項ノ場合ニ於テ關係道府県ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ為スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八条 国庫ハ前条道府県ノ支出ニ対シ勅令ノ定ムル所ニ従ヒ六分ノ一乃至三分ノ一ヲ補助スルモノトス

第九条 行政官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル医師ヲシテ癪又ハ其ノ疑アル患者ノ検診ヲ行ハシムルコトヲ得

2 癡ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ヲ求ムルコトヲ得

3 行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ更ニ検診ヲ求ムルコトヲ得

第十条 医師第一条ノ届出ヲ為サス又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 第二条ニ違反シタル者ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官庁ニ於テ救護中死亡シタル癪患者ノ死体又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

癪豫防法（昭和六年四月二日法律第五八号）

明治四十年法律第十一號中左ノ通改正ス

本法ニ左ノ題名ヲ附ス

癪豫防法

第二條ノニ 行政官廳ハ癪豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一 癪患者ニ對シ業務上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト

二 古着、古蒲團、古本、紙屑、櫛櫛、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ污染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ爲スコト

第三條 行政官廳ハ癪豫防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癪患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ國立療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シモ一時相當ノ救護ヲ爲スベシ前二項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ必要ト認ムルトキ

ハ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ癪患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ繰替支拂スヘシ

第四條第三項ヲ削ル

第四條ノ二中「被救護者」ヲ「入所患者」ニ改ム

第五條 私立ノ療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノニ第一號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スペシ

第七條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項ヲ削ル

左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

一 第二條ノニ第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ清毒又ハ廃棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費

二 入所患者（國立療養所入所患者ヲ除ク）及一時救護ニ關スル諸費

三 檢診ニ關スル諸費

四 其ノ他道府縣ニ於テ癪豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノニ 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負担トス

第八條中「前條」ヲ「第六條及第七條ノ規定ニ依ル」ニ改ム

第九條中「扶養義務者」ヲ「親族」ニ改ム

第十條第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノニノ規定ニ依ル行

政官廳ノ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料に

處ス

## （医師の届出等） 第一章 予防

第十條ノ二 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス  
第十一條 醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癲豫防事務ニ關係アル  
公務員若ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癲患者  
又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係又ハ病名  
其ノ他癲タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏泄シタルトキハ

六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十二條中「行政官廳ニ於テ救護中」ヲ「療養所ニ入所中又ハ  
第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

らい予防法（昭和二八年法律第二一四号）

## 第一章 総則

### （この法律の目的）

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の  
医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉  
増進を図ることを目的とする。

### （国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及び  
祉を図るとともに、らいに關する正しい知識の普及を図ら  
なければならない。

### （差別的取扱の禁止）

第三条 何人も、患者又は患者と親族關係にある者に対し、  
そのゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。

第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患  
者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該

第四条 医師は、診断の結果受診者が患者（患者の疑のある  
者を含む。この条において以下同じ。）であると診断し、  
又は死亡の診断若しくは死体の検査をした場合において、  
死亡者が患者であつたことを知つたときは、厚生省令の定  
めるとところにより、患者、その保護者（親権を行ふ者又は  
後見人をいう。以下同じ。）若しくは患者と同居している  
者又は死体のある場所若しくはあつた場所を管理する者若  
しくはその代理をする者に消毒その他の予防方法を指示  
し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の  
居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在  
地。以下同じ。）又は死体のある場所の都道府県知事に届  
け出なければならない。  
（指定医の診察）

第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その  
指定する医師をして、患者又は患者と疑うに足りる相当な  
理由がある者を診察させることができる。

2 前項の医師の指定は、らいの診療に関し、三年以上の経  
験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。  
3 第一項の医師は、同項の職務の執行に関しては、法令に  
より公務に從事する職員とみなす。

### （国立療養所への入所）

患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所（以下「国立療養所」という。）に入所し、又は入所させることによる勧奨ができる。

2 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し期限を定めて、

国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

4 第一項の勧奨は、前条の規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

（従業禁止）

第七条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。

（汚染場所の消毒）

第八条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に対する者に対して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその場所を消毒させることができるものとする。

（物件の消毒廃棄等）

第九条 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めたときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその物件を消毒し、又は廃棄させることができる。

3 都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続に従い、都道府県知事に、これを請求しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

6 前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができる。

（質問及び調査）

第十条 都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接觸した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に

質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。  
3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第三章 国立療養所

#### (国立療養所)

第十一条 国は、らい療養所を設置し、患者に対して、必要な療養を行う。

#### (福利増進)

第十二条 国は、国立療養所に入所している患者（以下「入所患者」という。）の教養を高め、その福利を増進するようつとめるものとする。

#### (更生指導)

第十三条 国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更生に資するためには、必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

#### (入所患者の教育)

第十四条 国立療養所の長（以下「所長」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

- 2 所長は、学校教育法第七十五条第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じるために、必要な措置を講ずることができる。

#### (外出の制限)

第十五条 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。

- 一 親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。

二 法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。

3 所長は前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。

4 第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

#### (秩序の維持)

第十六条 入所患者は、療養に専念し、所内の紀律に従わなければならぬ。

2 所長は、入所患者が紀律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対し、左の各号に掲げる処分を行ふことができる。

#### 一 戒告を与えること。

二 三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。

3 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。

- 4 第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によつては、効果がないと認められる場合に限つて行うものとする。  
5 所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじ

め、当該患者に対し、弁明の機会を与えるなければならない。

(親権の行使等)

第十七条 所長は、未成年の入所患者で親権を行なう者又は後見人のないものに対し、親権を行なう者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

2 所長は、未成年の入所患者で親権を行なう者又は後見人のものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。

(物件の移動の制限)

第十八条 入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立

療養所の区域外に出してはならない。

第四章 福祉

(一時救護)

第十九条 都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行なわなければならない。

(一時救護所)

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

(親族の福祉)

第二十一条 所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

(児童の福祉)

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかるないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

2 第十七条第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

第五章 費用

(都道府県の支弁)

第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五条第一項の規定による診察に要する費用

二 第六条の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県の職員

が附き添つた場合におけるその附添に要する費用

三 第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用

四 第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用

五 第十九条の規定による一時救護に要する費用

六 第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用

(国庫の負担)

第二十四条 国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を負担する。

第六章 雜則

第二十五条 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規

定により所長又は都道府県知事がした処分（第九条 第五項の規定による補償金額の決定処分を除く。）に不服がある者は厚生大臣に訴願することができる。

2 厚生大臣は、前項の訴願がらいを伝染させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診断させなければならない。

その場合において、訴願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。

3 第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。

（罰則）

第二十六条 医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれららの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。

二 患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。

2 前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第五条第一項の規定による医師の診断を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止

の処分に従わなかつた者

四 第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十条第一項の規定による当該職員の質問に對して虚偽の答弁をした者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者

二 第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者

三 第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者

附 則 (抄)

1 この法律は、公布の日からこれを施行する。

2 癲癇予防法（明治四十年法律第十一号。以下「旧法」といふ。）は廃止する。

（届出に関する経過規定）

7 この法律の施行前にらい患者の転帰を診断し、若しくはらい患者の死体を検査した医師又はらいにかかるている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(従業禁止に関する経過規定)

8 この法律の施行の際、現に旧法第二条ノ二の規定により職業に従事することを禁止されている者は、第七条第一項の規定により業務に従事することを禁止されている者とみなす。

(診察に関する経過規定)

9 旧法第九条第一項の規定により行われた検診は、第五条第一項の規定により行われた診察とみなす。

(罰則に関する経過規定)

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二八号))

第一条 らい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)は、廃止する。

(国立ハンセン病療養所における療養)

第二条 国は、国立ハンセン病療養所(前条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧法」という。)第十二条の規定により国が設置したらしい療養所をいう。以下同じ。)において、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であつて、引き続き入所するもの(第四条において「入所者」という。)に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所)

第三条 国立ハンセン病療養所の長は、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの

法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの又はこの法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないものが、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により入所した者(次条において「再入所者」という。)に対して、必要な療養を行ふものとする。

3 (福利増進) 国は、入所者及び再入所者(以下「入所者等」という。)の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

4 (社会復帰の支援) 国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

(親族の援護)

第五条 国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

第六条 都道府県知事は、入所者等の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者等が入所しなかつたならば、主として

その者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第二百

四十四号) を除く。) に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けとができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

- 2 援護は、金銭を給付することによって行うものとする。  
ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要なことがあるときは、現物を給付することによって行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

- 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (都道府県の支弁)

第七条 都道府県は、前条の規定による援護に要する費用を支弁しなければならない。

#### (費用の徴収)

第八条 都道府県知事は、第六条の規定による援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者等を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (国庫の負担)

第九条 国庫は、政令で定めるところにより、第七条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

#### (公課及び差押えの禁止)

第十条 第六条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

- 2 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないといかわらず、差し押さえることができない。

#### (事務の区分)

第十一條 第六条第一項及び第八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 附 則 (抄)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであつた旧法第二十一条の規定による援護については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであつた旧法第二十三条各号に掲げる措置に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

兵庫県出身者が入所している療養所の概況

## ● 国立療養所多磨全生園

自治会の積極的な活動で園内はみどりに覆われ、地域との交流がさかんに行われている。

東京都東村山市の北端に位置し、敷地内にはハンセン病の

資料を展示する「高松宮記念ハンセン病資料館」がある。

明治42（1909）年に関東1府6県及び新潟、愛知、静岡、山梨、長野の連合府県立療養所・第一区全生病院として開設され、昭和16年に国へ移管された。

昭和26年、全国国立ハンセン病療養所患者協議会（全患協）

が結成され、厳しい管制下で第一回支部長会議が全生園で開催された。その後、全患協の基地支部として、らい予防法闘争など、入所者の人権、医療、福祉の向上を目指した活動を行い、昭和39年から全生園に全患協の本部事務局が定着した。

入所者数は、昭和22年に定員1200人に対し、1221人が収容されていたが、平成15年5月1現在の入所者数は447人となっている。昭和51年には新病棟を開棟し、他の療養所入所者の転園治療や、人工透析、社会復帰者の外来診療など診療体制の充実を図っている。

近年、都会化が進み、園の周辺は住宅が密集してきており、

昭和7（1932）年、ハンセン病患者の湯治場としても知られた群馬県の草津温泉に開設され、70年の歴史を有している。

草津温泉には戦国時代からハンセン病患者が湯治に訪れたといわれており、明治20年に草津“湯の沢”を患者専用の湯治場にしたため、患者が集まり住んでいたが、昭和16年に栗生楽泉園に移転した。

園内に造られた「特別病室」（重監房）には、逃亡や反抗的な態度など療養所の運営上問題があるとされた患者が全国から送られ、厳しい飢えと寒さの中での長期間に及ぶ監禁によって22名が死亡したといわれている。なお、昭和22年に特別病室（重監房）糾弾闘争が園内で起こり、同年に重監房は廃止されたが、重監房跡は今も残っている。

## ● 国立療養所栗生樂泉園

入所者数は、昭和19年のピーク時には1335人であったが、平成15年5月1日現在は251人となっている。

東海北陸地区唯一の国立ハンセン病療養所として50年の歴史を有し、ピーク時の昭和31年には471名が入所していたが、平成15年5月1日現在151名となっている。

### 国立療養所駿河療養所

静岡県の東部で御殿場市の南端、箱根外輪山の中腹、海拔約500メートルの傾斜地にあり、北西に富士の雄姿を仰ぎ、南方はるかに駿河湾を望む。

昭和17（1942）年、ハンセン病のために内地還送される傷痍軍人を治療するため、軍事保護院がハンセン病傷痍軍人療養所を日本で初めて御殿場市神山に設立することを決定した。当時、戦況悪化のために労働力の確保や資材の入手が困難をきわめ、建設断念が懸念されたが、国立療養所に入所する健康度の高い傷痍軍人を建設部隊として募集し、入所した患者と職員の手によつて施設の形態が整えられた。

昭和20年12月1日厚生省管轄下の国立駿河療養所として改名、以後一般在宅患者を収容し、医療、生活、環境整備の充実など、幾多の変遷を経て現在に至つている。

### 国立療養所長島愛生園

わが国最初の国立らい療養所として、昭和5（1930）年に岡山県の南東部に位置する周囲16キロメートルの長島中央部に、収容患者400人の定員で開所され、翌年の3月に連合府県立の全生病院から、光田園長と共に「開拓患者」として85名が転園収容された。当時は在野の患者も多く、すぐには定員を越え、その後過剰収容が続いたため、食糧、衣料等生活全般の待遇低下をきたしたことから、昭和11年8月入所者が反発、ハンストにまで発展した、いわゆる「長島事件」が起きた。

昭和18年2008名であった入所者も戦中戦後の苛酷な時代に、栄養不足で亡くなつた者、特効薬プロミンによる軽快退所者など、幾多の変遷をたどりながら、平成15年5月1日

現在、入園者499名となつてゐる。

昭和30年には入所者の教育機關として、全国ハンセン病療養所入所者を対象とした岡山県立邑久高等学校新良田教室（定時制課程）が設立され、昭和62年春に閉校するまで307名の卒業生、うち225名の社会復帰者を送り出した。

また、昭和5年の長島愛生園開園時に建築された事務本館を改修した長島愛生園歴史館は、内部は当時の雰囲気をそのままに、多くの資料を展示し、入所者の長年の生活を伺い知ることができる。

### 国立療養所邑久光明園

長島愛生園と同じ長島の西端に位置し、遙か南に小豆島、東に日生諸島を望む恵まれた環境にある。

邑久光明園の前身の外島保養院は、明治42（1909）年、

大阪府西成郡川北村外島に近畿2府10県を中心とした第三回連合府県立療養所として、収容定員300床で開設され、

その後、入所者の増加に伴う施設の拡張工事なればの昭和9

年9月21日、室戸台風によつて施設のほとんどを倒壊、流失

し、入所者173名、職員とその家族14名の犠牲者を出した。生存者416名は各療養所に分散委託され、外島保養院は現地に復興されることなく、昭和13年、現在の地に名称を「光明園」として復興された。のちに昭和16年7月、国立へ移管され、「邑久光明園」と改められた。

入所者数は昭和18年の1171名をピークに、軽快退所者の増加と新入所者の激減、及び入所者も減少の一途をたどり、平成15年5月1日現在288名となつてゐる。

### 国立療養所大島青松園

の両園入所者及び職員にとって、この海峡に橋を架けることは長年の悲願であつたが、昭和63年5月に邑久長島大橋が開通し、交通も便利になつて地域との交流も盛んになつてゐる。

高松港の東方約8キロメートル、四国本土との最短距離1

キロメートルの瀬戸内海に浮かぶ、面積約61ヘクタールの大島（香川県）に、明治42（1909）年、中・四国8県の連合によつて大島療養所が設立された。昭和16年には、所轄が厚生省に移管され「国立らい療養所大島青松園」と改称し、さらに昭和21年に「国立療養所大島青松園」と改称した。

大島は療養所施設以外は何もない瀬戸内の孤島で、入所者は療養所が運行する船を利用しなければ島外に出ることができなかつた。

入所者数は、ピーク時に680名を越えていたが、減少の一途をたどり、平成15年5月現在188名となつてゐる。

平成8年、約1000人のボランティアで造られたモニュメント「風の舞」が完成。「せめて死後の魂は風に乗つて島を離れ、自由に解き放たれますように」という願いが込められている。

入所者数は昭和26年、一千床拡張工事が竣工して以来急増し、昭和33年には1734名とピークに達した。その後、軽快退所者の増加、初発患者の減少、高齢化の進行により、入所者数は年々減少し、平成15年5月1日現在では592名となつてゐる。

平成10年、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を熊本地裁判所に提訴したのは、最初は菊池恵楓園と星塚敬愛園（鹿児島県）の入所者ら13人であつた。

熊本市内より12キロの北方に位置し、西は不知火、東は

阿蘇を望む、海拔90米の黒石原台地の一角を占めている。

明治42（1909）年に九州7県の連合立、第五区九州瀬疗養所として開設され、本妙寺の浮浪患者27名が最初に収容された。その後、国立に移管され、昭和16年7月国立療養所菊池恵楓園と改称され、現在に至つてゐる。

## 国立療養所菊池恵楓園

## 編集後記

のことを心配されているのです。

この記録集を作成するため、療養所に入所されておられる兵庫県出身者の方、療養所を退所され兵庫県内にお住まいの方、ご家族の方に聞き取りをお願いしましたところ、多くの方にご協力していただき本当にありがとうございました。

療養所に入所されている方に聞き取りをしていく中で、強く感じたのは、ご家族・親族への深い思いやりと、故郷を懐かしく大切に思う気持の強さでした。多くの方は、ハンセン病に罹り、故郷から追い出されたり、逃げるようにして療養所に入所されています。このような体験をされた方でさえ、聞き取りの中で、ご自分が通われた小学校、両親やご兄弟と来た公園や商店街など生まれ育つた所が“今はどうなっていますか”と質問されることが、たびたびありました。思い出の場所に行つてみたいという気持ちは、皆さん持つておられるようですが、家族や親族に迷惑をかけてしまうと考え断念している方は少なくありません。なかには、家族・親族との縁が絶たれ、ご自身が死んだことになつている方もおられ「自分が故郷に帰れば家族・親族に迷惑をかける」とご家族

話をお聞きしました。退所者の方が社会での偏見・差別に耐えながら生きて行く中では、言葉で言い表せないほどのご苦労がありました。結婚したくても相手の両親の反対にあって結婚を諦めなければならなかつた方、ハンセン病は治つても万が一子どもにうつってはいけないと一度も子どもを抱いたことがない方、ハンセン病の再発と闘いながら生きていきたために仕事を続けられた方などのお話は、慰めの言葉も何も言うことができないほど壮絶なものでした。

このハンセン病記録集は多くの方のご協力で完成することできました。しかし、他県でハンセン病療養所入所者の宿泊拒否事件があるなど、ハンセン病に対する偏見・差別は未だ残つております。聞き取りにご協力いただいた方のお話を聞く中で、一日も早くハンセン病に対する偏見・差別をなくして行かなければならぬと強く感じました。県民の皆さん、関係者の方々のご協力を願います。

## ハンセン病記録集編集会議構成員名簿

構成員氏名	所 屬 等	備 考
石田 雅男	国立療養所長島愛生園 前自治会長	
石橋 光次	国立療養所邑久光明園 前兵庫県人会長	
岸 孝明	兵庫県教育委員会事務局 人権教育課長	
鈴木 正幸	神戸大学名誉教授	議 長
牧野 正直	国立療養所邑久光明園長	
松原 要	(財)兵庫県人権啓発協会 専務理事	
森玉 康宏	神戸新聞社 社会部記者	
米澤 康隆	兵庫県健康生活部生活企画局 課長(人権担当)	

(五十音順)

事務局 兵庫県健康生活部健康局疾病対策室

協力 太田順一

濱田 宙子

解放出版社

国立療養所 長島愛生園歴史館

高松宮記念 ハンセン病資料館

国立療養所 長島愛生園

国立療養所 邑久光明園

国立療養所 多磨全生園

国立療養所 駿河療養所

国立療養所 栗生楽泉園

国立療養所 大島青松園

国立療養所 菊池恵楓園

国立療養所 長島愛生園入所者自治会

国立療養所 邑久光明園入所者自治会

国立療養所 多磨全生園入所者自治会

国立療養所 駿河療養所入所者自治会

国立療養所 栗生楽泉園入所者自治会

国立療養所 大島青松園入所者自治会

国立療養所 菊池恵楓園入所者自治会

国立療養所 奄美和光園入所者自治会

(敬称略)

## 鐘はあしたの空に ハンセン病記録集

---

平成16年3月31日発行

編集・発行 兵庫県健康生活部健康局疾病対策室  
〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話(078)341-7711 内線3297

助兵庫県人権啓発協会  
〒650-0003  
神戸市中央区山本通4丁目22番15号  
電話(078)242-5355

---

印 刷 株式会社 日光印刷出版社

---

本書の内容を無断で複写、転載することを禁じます